

## 災害応急対策活動等に関する基本協定【業務】（案）

### （目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省 三次河川国道事務所長 北木 清治（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一般国道54号、中国横断自動車道尾道松江線及び灰塚ダム並びに国営備北丘陵公園において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

### （活動の実施業種・区域・種別）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施業種・区域・種別は、別紙協定締結業種・区域・種別において甲が管理する区域（以下、「実施区域」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は協定締結実施区域以外での活動を要請する場合もある。

### （活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

### （出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。なお、要請は災害状況（発生場所、規模等）に鑑み、乙の希望業務又は実施体制状況により甲が判断する。

2. 乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
3. 乙は、第一項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

### （活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、三次河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

### （契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 7年 3月21日

甲 国土交通省 中国地方整備局

三次河川国道事務所長 北 木 清 治

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○○ ○○